

事業所得者の扶養者認定について

■事業所得者（営業収入・不動産収入等）は、月ごとの収入が確認できないため  
「前年の収入」＝「今後１年間の収入」と考えます。但し、開業１年目は開業月からの  
月割りで見込み収入を判断します。

給与所得者は総収入額であり、自営業者の場合は、収入総額からその事業を営むための  
『直接的な必要経費』を差し引いた残りの額を収入額と考えます。

※自営業者の収入は確定申告書の所得金額ではありません。

|       |                                                   |
|-------|---------------------------------------------------|
| 自営業者  | 収入総額からその事業を営むための <u>直接的な必要経費のみ</u> を差し<br>引いた残りの額 |
| 給与所得者 | 総収入額（非課税交通費等含むすべての収入）                             |

1. 必要経費とは

税法上で認められている経費とは異なり、その費用なしに事業が成り立たない経費（直接  
的必要経費）

2. 経費の種類

|                                     |                                                                      |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 必要経費として認める                          | 原材料費、仕入れ代                                                            |
| 必要経費として認めない                         | 減価償却費、租税公課、損害保険料、接待交際費、借入金<br>利、修繕費、福利厚生費、家内労働者等の経費、雑費、青<br>色申告特別控除等 |
| 業務に関することが明確に<br>なっていれば認める（書類<br>確認） | 地代等家賃                                                                |

店舗併用住宅等で自己消費する分と混在する場合は、事業に供したことが明確でないと認  
められません。